

遺言書の検認 宅建 H17-12-2 《#567》

【問】 正誤をつけよ。

自筆証書による遺言書を保管している者が、相続の開始後、これを家庭裁判所に提出してその検認を経ることを怠り、そのままその遺言が執行された場合、その遺言書の効力は失われ

る。



【答え】 誤り

《ポイント》 遺言書の検認 【宅建 ★基本頻出】

1 遺言書の保管者は、相続の開始を知った後、遅滞なく、これを家庭裁判所に提出して、その検認を請求しなければならない。遺言書の保管者が不在の場合において、相続人が遺言書を発見した後も、同様とする。

2 前項の規定は、公正証書による遺言については、適用しない。（民法 1004 条 1 項、2 項）

⇒ 「自筆証書遺言の保管制度」を利用した自筆証書遺言については、偽造・変造のおそれがないため、検認は不要である

⇒ 検認を要する遺言書の提出を怠り、その検認を経ないで遺言を執行したからといって、遺言が直ちに無効となるというものではない